

田部家のたたら研究と文書目録―田部家文書調査報告書―(上)  
平成二十四年三月 島根県雲南市教育委員会

田部家の語られ方 ― 鉄師の「イメージ」とその形成過程

諸岡了介





## (15) 田部家の語られ方

### ― 鉄師の「イメージ」とその形成過程

諸岡了介

#### 一 鉄師の「イメージ」という主題

たたら製鉄を担った鉄師の代表的存在として、さまざまな方面から関心を集めてきた田部家は、そのことに応じて多様な「イメージ」の下に語られてきた。たたら製鉄に関するイメージとしては第一に、近代製鉄との対照の上で、独自の工程から高品質の玉鋼を生み出し、しかし今は失われつつある「神秘的な伝統技術」としてのそれが挙げられよう。このイメージが及ぶ範囲は純粹に技術的な側面にとどまらず、たたら製鉄に特殊な習俗や金屋子信仰のような民俗的側面に対する関心の源にもなってきた。

「神秘的な伝統技術」というポジティブなイメージは、たたら製鉄の文化財化と呼びうる動向を後押しする原動力として働いてきたと考えられる。田部家の本拠地・雲南市吉田町(旧吉田村)について見ておくと、一九六八年に菅谷たたら山内が国の重要民俗文化財に指定されると、翌一九六九年にはたたら製鉄復元事業が遂行されている。また、全国的に地域振興活動が盛んになった一九八〇年代後半には、一九八六年の鉄の歴史村宣言、一九八七年の近隣六市町村による「鉄の道文化圏」プロジェクトへの着手、一九八八年の(株)鉄の歴史村地域振興事業団設立と活発な動きがあり、その流れは現在に至っている。こうした活動の中では田部家もまた、「神秘的な伝統技術」の担い手として、ポジティブなイメージの下に語られている。

しかしながら、鉄師やその代表格たる田部家は、常にポジティブなイ

メージの下でだけ語られてきたわけではない。一方では、「封建的で前近代的な」製鉄業経営者ないし山林大地主という、ネガティブなイメージと結びつけられることが少なくない。この種のイメージはしばしば、山内の労働組織や株小作といった「特殊慣行」と関連づけて語られてきた。これから本稿にて辿っていくとおり、こうしたネガティブなたたら鉄師のイメージは、主としてマルクス主義的な歴史学の影響の下に次第に形成されてきたものである。結論を先取りして言えば、それは不十分な根拠に基づき、一面的な解釈の下に形成されたものであった。

後述するとおり、そこには時代的なタイミンングといった偶然的要素を含んだ諸種の事情が介在しており、したがって本稿の記述はマルクス主義歴史学一般にそのまま当てはまるわけではないし、この思潮全体を批判しようとするものでもない。しかし、鉄師や田部家という対象に注目しながら研究史を辿ってみると、この主題には、マルクス主義的な歴史学の解釈の強引さが特に如実に現れることになった次第が判ってくる。確かに現在の歴史学界では、戦後数十年の間に隆盛をみたタイプのマルクス主義的解釈は、既に「過去のもの」となっている。しかしながら、一步専門研究の外に出て、鉄師やその鉄山経営の一般的な理解や概説的説明に当たってみると、これをステレオタイプかつネガティブな意味で「封建的」と捉えるイメージは消えることなく、ことあるごとに顔を出している。例を挙げると、二〇〇三年に最大手の出版社から再刊された一般向けの日本製鉄史概説は鉄山経営にまつわる「タタラ場残酷物語」を語っており、二〇〇五年刊の『島根県の歴史』は巨大山林地主として田部家に言及しながら、その件で「株小作」とその「地主に対する隷属性」に触れている。<sup>①②</sup>

要するに、マルクス主義的な解釈から生み出された一面的でネガティブなイメージは、積極的に支持され続けているわけではないにしても、

きちんと「精算」されないまま現在もお生きている。本稿はこうした認識の下、歴史学やその周辺を中心に、田部家をめぐるイメージ形成の過程について検証を行おうとするものである。

## 二 田部家への注目

たたら製鉄に関する研究の登場は、近代製鉄がこれに取って替わる時期、大正時代にまで遡ることができる。この時期のものには、技術面についての俄国「鉄と鋼」(一九一〇年)や、信仰面についての柳田國男「金子屋敷」(一九一五年)、神話や古代史を扱った山田新一郎「神代史と中国鉄山」(一九一七年)などがある。

特に田部家が注目される機会が増えるのは、昭和に入った頃である。

小野武夫「出雲名族の研究」(一九二八年)をはじめとして、『島根県史』の編纂と並行して著された二つの論文、原伝「松江藩に於ける義田制度」(一九三一年)、堀江保蔵「松江藩の製鉄業政策」(同年)はいずれも田部家文書を利用した研究である。また、一九三六年五月に大阪毎日新聞が田部家に伝わる独特の帳簿システム(出雲帳合)の紹介記事を掲載すると、同年経営学者平井泰太郎がこれを受けて、出雲帳合を「多くの近代的なるものを含み、又、家業の会計処理として、完全に近き一事例」と評価した調査論文を発表している。山本友太郎のルポ「出雲路に鉄をたづねて」(一九四〇年)は、菅谷鉦の復活操業の様子が記されている点でも興味深い。

小野武夫の論文「出雲名族の研究」は、後に『日本兵農史論』(一九三八年)に収められ、田部、櫻井、絲原の「出雲の三名族」を広く認知させるきっかけともなった。小野はこの研究のために二回山陰を訪れ、一九二七年十月の二回目の探訪では「仁多郡にては絲原武太郎氏の宅に一夜、飯石郡にては田部長右衛門氏の宅に二泊宿泊して親しく史料の閲

覧を請ひ、且つ終日詳細なる説明を聴いた」という<sup>(7)</sup>。いったい小野は、どのような関心をもって田部家の研究に着手したのだろうか。このことを明らかにするため、次節では、小野武夫の歩みを辿り直してみたい。

## 三 小野武夫と小作分室

一八八三年大分県大野郡(現豊後大野市)の農家に生まれた小野武夫は、最初から学者を志した人ではなく、地元大分での高等小学校教員、日露戦争への従軍等を経て後に上京、一九〇八年には農商務省蚕糸課に着任している。学士号を取得するのはそれより後で、法政大学政治科の夜間部を卒業したのは一九一二年のことであった。

農商務省勤務の際に大きな転機となったのは、後には農林大臣・農相大臣等を歴任し「農政の神様」とも称せられた人物、石黒忠篤と出会ったことである。石黒は官僚でありながら学問を重んじる人で、新渡戸稲造や柳田國男が主催していた郷土会に小野武夫を紹介したのも彼と見られる。そのメンバーには農政官僚の有馬頼寧、小平権一、農政学の那須皓、地理学の小田内道敏、後の創価教育学会創始者・牧口常三郎らが名を連ねていた。この会の性格を、芳賀登は次のように述べている。

彼「新渡戸」は、日本農民が零細農であって、そのためにこれを何とかして政治的・経済的・思想的に解放しなければならぬと考えていた。そして小農民を解放するために、地方的特殊性や、地方色を尊ぶ行政に多大な関心をよせていたのである。こうした関心を具体化し、その救済方法を考えるためにつくった同好の小団体が「郷土会」だったのである。

一九一三年に帝国農会に移籍した小野は、調査報告として一九一四年に『家産制度』、一九一五年には『本邦永小作慣行』をまとめ、一九一八年八月には郷土会が主催した「日本で最初の総合的村落調査」ともいわれる神奈川県内郷村(現相模原市)での郷村調査に石黒や柳田とともに

に参加している。<sup>10</sup>これらの仕事をきっかけにして、一九二〇年には石黒が創設した農商務省農政課小作分室に招かれている。

この小作分室は、当時深刻化していた小作問題を背景に設置されたもので、小作人の権利の保護、とりわけ耕作権の確保を狙った小作立法の制定を目ざしていた。<sup>11</sup>ここで小野は、後に『永小作論』（一九二四年）としてまとめられる本格的な小作慣行の全国調査に従事することになった。彼自身、小作分室の人員構成について次のように述懐している。

云ふ迄もなく小作制度の立案には一面に外国法を参酌するを要すると共に、他面には日本内地の村落に粘着して居る小作慣行を調査せねばならぬ、故に独逸語、仏蘭西語、英語に達者な若い学士諸君を必要とすると共に、小まめに田舎に出張して故老や旧家に就いて小作慣行を精査する草鞋組を必要とした、更に又此等の外国法や内地小作慣行を来る日の小作法草案に織り込んで成文化するの能力ある法律家がなければならなかつた、幸に石黒農政課長の鑑識宜しきを得て、各方面に特色ある人才がよく集められてあつた。<sup>12</sup>

ここに言われている「小まめに田舎に出張して故老や旧家に就いて小作慣行を精査する草鞋組」を担当したのが、小野であつた。農民の救済を最終目標とするともに、「日本の小作慣行が如何であるかを知らずして小作問題を云々する人の如きは、云はゞ所謂砂上に楼閣を築く様なもの」<sup>13</sup>として地道な調査研究にも力を入れた点で、この小作分室は中央行政としては異色の存在であり、「世間の一部からは役所の分際で研究室を作つたと非難され、赤い官僚だと噂され」<sup>14</sup>さえたという。

ここで確認しておきたいことは、小野による小作慣行調査の目的が、一八九八年以降全国で画一的に施行されることになつた民法と、地域ごとに異なる民間の小作慣行との間に生じた齟齬を克服することにあつたという点である。こうした齟齬こそ、当時小作問題が深刻化するに至つた一要因であつた。小倉武一は、当時の事情を次のように述べている。

いうまでもなく、「小作条件の改悪」は本来的に明治の土地改革においてなされたのであるが、小作人の土地に対する関係において封建期において事実上認められた土地保有の関係が、まったく無視され、その無権利が小作慣行においても徹底的に明白になつてきたのは大正期においてである。<sup>15</sup>

株小作の問題に直接に連なる永小作の研究は、こうした文脈において一九一四年冬から進められてきていたものである。小野は永小作を次のように説明している。

普通の小作慣習に特立する一種の慣行にして其の特殊なる旧来の慣例又は双方間の契約に基き土地の所持者より永期の使用権を委付せられ、又は他人の土地の上に永期の使用権を取得したるものなるか、又は土地を他人に譲渡し永期の使用権を留保するものなるか、又は幕府法或は慣例により永期の小作地たることを認定せられたるものなるか、又は一定の土地を他人と分割所有し其一方に於て之を利益するものなるか、又は自己の所有地の帯べる債務の負担として其土地の上に果実の収益権を永久に他人に認めたるかの諸関係の総称なり。<sup>16</sup>

民法施行前に認められていたこうした永小作の慣習的権利は、明治民法第四七条の規定では一九四八年七月には失効することになつていた。さて、石黒を長とした小作分室による小作立法の企てについて付言しておく、その企図の実現は一九二四年に小作調停法が制定されるにとどまり、結局は挫折に終わることになつた。<sup>17</sup>一九二一年、秘かに準備を進めていた「小作法幹事私案」の内容が漏洩するという事件が起こり、これが地主層の反対を喚ぶことになると、当初の計画は撤回を余儀なくされた。巻き返しを図って再度の制定を目ざした一九三一年には、小作法改定案は衆議院を通過したものの、貴族院では審議未了のままお蔵入りさせられることになつた。小倉武一は小作立法について、これが農民層自身から発想された案ではなく、農民層の意識水準からすると時期尚早の計画であつたことに挫折の原因があつたと言ひ、<sup>18</sup>森武麿はこの出来

事に「日本のデモクラシーの挫折」を読みとっている。<sup>(19)</sup>

こうした経緯の中、小野武夫自身は次第に農政の世界から距離を置き、学問の世界に専念していくことになった。一九二四年に農商務省嘱託を辞すると、翌年には東京商科大学講師になるとともに東京大学から農学博士号を取得し、その翌一九二六年には法政大学経済学部講師となっている。また、研究の内容面では、農民の土地所有制度を歴史的に遡るべく、フィールドワーク以上に文書史料の発掘・調査へ多くの力を注ぐようになった。一九二五年に山陰を訪問し、一九二七年に田部家・絲原家で古文書調査を行ったのは、そのように土地所有制度や小作慣行研究の歴史学的展開に乗り出した折のことであった。

#### 四 株小作認識の展開

小野武夫が「出雲名族の研究」に着手したのは、「日本地主論」すなわち「近世農村社会の中核体たる地主の発達に関する研究」の構想内においてである。<sup>(20)</sup> 小野自身は次のように説明している。

今次の研究題材として選びたる田部、櫻井、絲原の三家は永祿以降三百七十年に亘る其家々の歴史を明かに伝へ、各家と藩主並に地方社会とが複雑な関係を保ちつゝ明治時代を経て今日まで存続し居ることは、農村社会の中核体たる地主の歴史的研究に対し最有力なる資料を供給するものと云はねばならぬ。<sup>(21)</sup>

本稿の着眼からすれば、小野の田部家研究が、その製鉄業者としての側面に先立って、地主としての側面を主題としたものである点が重要である。このことと並行して、彼がもっとも関心を寄せた主題のひとつに株小作制の問題があった。

此地方の小作経済に於て特に注目を惹くものは其の小作の目的物が単に土地ばかりにあらざりて、土地の外に山林、原野、家屋、農具、家具、肥料、家畜等が含まれ、且小作人に対して作食を与ふることさへあることである。之を当地

方の土語にて株下作と云ふ、株下作は即ち株小作にして、農家一戸の農業経営に必要な限りは土地以外の物件をも小作の目的物に包含せしめて居るのである。<sup>(22)</sup>

ここから株小作制に関する小野の所論を取り上げていきたいが、その前に、小野のこの論文以前の株小作認識の展開について確かめておこう。戦後のものまで含めて、島根県の株小作制に関わった主要な調査および調査報告書を列挙すると、次のようになる。

- 一八八五年実施 農商務省・明治十八年小作慣行調査
- 一九〇二年 松江税務管理局『島根県鳥取県小作慣例調査書』
- 一九一二年 島根県内務部「地主及小作人に関する調査」
- 一九一三年実施 農商務省農務局・大正元年小作慣行調査
- 一九二二年実施 農林省農務局・大正十年小作慣行調査
- 一九二三年 島根県内務部『大正九年島根県小作慣行調査書』
- 一九二六〜二七年頃 島根県内務部『島根県に於ける株小作』
- 一九四三年 島根県経済部『島根県下の株小作』
- 一九五一年 島根県農地部農政課『株小作の実体と開放過程』
- 一九五二年 農政調査会／高橋幸八郎『島根県における株小作制度と田部家（鉄師）の構成並びに農地改革の影響』
- 一九五三年 林野庁『林業実態調査報告書』

松尾容孝は、実際には「下作」「丸下作」「丸小作」「株下作」といった言葉の方が一般的に用いられており、「株小作」の語は「行政用語の可能性がある」と指摘しているが、<sup>(23)</sup> 確かにこれらの諸調査を辿ってみると、地域ごとのさまざまな表現の中から次第に株小作という用語へと統一され、固定されてきたようすが窺われる。

農商務省『明治十八年小作慣行調査抄』には、永小作の一種として「株小作又ハ切掛小作」という表現が見られる一方、一九〇二年松江稅務管理局『島根県鳥取県小作慣例調査書』には、内容的には株小作に該当すると思われる記述があるものの、ここに株小作という表現は当てられていない。<sup>(25)</sup>

一九一二年島根県内務部「地主及小作人に関する調査」では、特殊な小作方法に一つとして、「作り子」又は「株小作」と称し或一人の地主に属し家屋、耕牛、農具、夫食、宅地、種籾、肥料等の貸与を地主より受け其の報酬として地主の農繁期及家事用を手伝ふものあり<sup>(26)</sup>とある。この調査報告書には、別の項に吉田村と田部家の記述があるが、特に株小作制とは結びつけられてはいない。

農林省農務局の「大正元年小作慣行ニ関スル調査」でも、「株小作」は「特殊ノ小作方法」の一つとされ、次のように説明されている。

凡ソ一戸分ノ耕作ニ当ル田畑、原野、屋敷地等ヲ相当ニ組ミ合ハセ之ヲ一纏メトシ一ツノ農場トシテ小作セシムル例アリ 鳥取、島根ニハ此ノ種ノ小作法ヲ「株小作」ト称セリ 此ノ小作法ハ北海道ノ如キ新開地ニ於テハ普通ナルモ内地ニ於テハ稀有ノ例ナルカ如シ<sup>(27)</sup>

この調査書では、島根県内から簸川郡・仁多郡・那賀郡・美濃郡の事例が挙げられているほか、株小作の範疇をより一般的に用いて、新潟・兵庫・三重・石川・鳥取といった他県における事例も示されている。この時期の文献としては、一九一八年の飯石郡役所『飯石郡誌』に「小作の大部分は永小作的にして地方にて之を株小作と称す 従て期限を定むるもの少し」といった記述が見える。<sup>(28)</sup>

島根県内務部『大正九年島根県小作慣行調査書』および、このデータを利用したと思われる農林省農務局『大正十年小作慣行調査』では、「従属小作」の島根県における地域的名称として「株小作」「借家小作」

「本小作」「寄り掛り」が列挙されるとともに、飯石郡吉田の事例が挙げられ、次のように製鉄業との関わりに言及されるようになっていく。<sup>(29)</sup>

起原ノ年代不詳ナルモ山間僻陬ノ地方ニアリテハ農耕ノ業漸ク開ケタル時代ヨリ地方豪農等益々開墾耕作ノ業ニ努力セントセルモノ及砂鉄採取ノ為溪間ニ土砂集積シタル箇所及其採集ノ跡地ヲ開墾シテ耕作セントスルモノアリシカ地方ニ於テ人口未ダ稀薄ニシテ労働者ヲ得ルコト困難ナリシヲ以テ他地方ヨリ一家族ヲ移住セシメ之ニ宅地、住家、原野山林農具、肥料、種子、其他農業経営ニ要スル必要物件ヲ一括貸与シテ自己所有ノ土地ヲ開墾耕作セシメ以テ専属小作人トシタル慣行ノ現在ニ及ヘルモノナリ。<sup>(30)</sup>

なお、この『大正十年小作慣行調査』の編纂には、当時小作分室に所属していた小野武夫も参加していたと思われる。

島根県内務部『島根県に於ける株小作』になると、一九二五年末現在の株小作戸数など、かなり詳しいデータが示されている。ここでは、「一般小作ニ比スレハ小作人ノ負担少キヲ以テ中ニハ資産ヲ作り漸次自作兼小作ノ地位ニ進メルモノアリ要スルニ株小作ハ前述ノ各種ノ事情ニ基キ将来減少スルモノト思考サル」といった、株小作に対する肯定的な理解が示されている。

以上、株小作が小作慣行調査の中で漸次主題として取り上げられてきたようすを辿ってみたが、小野武夫の「出雲名族の研究」は、単なる慣行調査報告を超えて、株小作に関するはじめての歴史的考察という意味を持つものであった（なお、付記しておけば、「出雲名族の研究」では「株小作」と「株下作」という表現が同義語として併用されている）。

## 五 小野武夫の株小作認識

「出雲の三名族」で小野は、田部家ら三家の土地所有、ならびにそれに対して藩がとってきたとされる支援政策には相応の歴史的な理由が



あったと見なしている。このことは、後年の研究が藩との結びつきを否定的にのみ捉えがちであったことに比して、小野の研究の特色となっている。<sup>32)</sup>

田部家の遠祖が此地の郷長となつた事は鎌倉時代であつて、其頃に於ける此地の山谷が殆んど無主の境域に近きものであつたことは推察するに難からず、又其後尼子、毛利両氏争覇の頃に於て、田部家の一先祖が其軍功により土地を恩給せられた事は、当時の領土経済事情よりして正に当然にあり得べかりし恩賞の方法である、而して当時若し田部家の武運目出度く、其主君随ひ、何地かの城下町に赴き家中土となつたならば、此恩給地の上に「天禄を喰む」ことを得なかつたであらうが、其後帰農して吉田村に土着した為に、先の恩給地が其儘私有地に化したのである。又後年に至り藩が三家の砂鉄採集及び農林業を奨励する為に其藩有林を無償交付したと云ふ事も、当時殆んど捨て、顧られざる出雲南端の幽谷地を開発する為には三家の資本と其の経験に待つにあらざれば成就し難き状態に在つたから、其藩有林を放つて用役に委したものであつて、當時としては最普通なる勸業政策であつた。<sup>33)</sup>

小野は、株小作制についても同様に、「三家の小作制度にして同時に又雲石地方の特有小作形態たる株小作慣習の源は遠く中世より流れ出て徳川時代に至り伝播したものと思はれる」として、<sup>34)</sup>その成立に歴史的な理由を探ろうとする。三家における地主と山内者や株小作人との関係を「恰も領主と領民との如き関係に在つた」ものと表現し、<sup>35)</sup>そこには小作の地主に対する従属的關係だけでなく、「郎党的關係」に基づいた、地主の小作に対する保護的關係もまた存していたと指摘する。

山内者及下作人は全く主家に隷属するか又は隷属的關係の下に在つたか、然も三家以外の社会に対しては郎党的關係の下に置かれてあつた。例へば其の下作人が何かの事由によりて村八分に逢ひたる際など、主家たる地主が其小作人の為に託状を入れて村の絶交同盟を解きたる如き、又幕末長州征伐の際、三家が

其使役人を連れて従軍に従ひたる如き、その社会的実態に於ては中世土豪の働きを僣ばしむるものであつた。<sup>36)</sup>

常に農民生活の改善を念頭において研究生活を送り、「農民を愛するの余り、一種のアグリアンとして凡て物事を農民の立場から見ると、比較的強かつたのではないか」とまで評されることもあつた小野が、しばしばその「隷属性」を難じられてきた株小作制に一定の存在理由を認め、これを擁護しているようにも見えることは一見意外な感じを与へる。しかし、小野において「農民の立場から見ると」ということは、単に地主に対して小作人の立場に立つことではなく、地主と小作との間に歴史的に形成されてきた関係をはじめ、明治民法以前における農山村の社会秩序を共感的に理解することを意味したのである。すなわち、小野が採っていたのは、後のマルクス主義的解釈に見られるような「地主」対「小作」という対立図式ではなく、「明治民法の画一的な規定」対「それ以前からの、地域的に多様な農山村の秩序」という対立図式だったのだと言えよう。

小野の株小作中世起源論が歴史的事実認識としてどこまで妥当であるかは分からないが、<sup>38)</sup>小野の研究に通底している、社会関係の歴史性を強調する視点は改めて評価に値しよう。次のような小野の言には、あるいは当時のマルクス主義経済学・歴史学に対する批判も意識されていたかもしれない。

社会経済上の出来事は凡て其事の為された時代を背景として見るべく、決して歴史の範疇を越ゆべきものにあらざることが承認せらるゝならば、数百年前の経済事実に対して今日の社会思想又は法律思想を当て嵌めて観察せんとするは、学術上許され難き錯覚であることが判るであらう。<sup>39)</sup>

なお、管見のかぎりでは、小野の著作中にはマルクス主義に対する直接的な批判も支持も見いだされない。小野は『日本資本主義発達史講座』

に「農民史料解説」という一篇を寄せているが、その内容はいかにも彼らしく、講座派の理論とは無関係な、タイトルどおりの史料解説に徹したものである。

終戦後、マルクス主義歴史学が学界の主流になるにしたがい、小野は多くの史料を発掘した史料編纂者として触れられるにとどまって、その研究に対する言及はあまり見られなくなってしまふ。<sup>(41)</sup> おそらくは、小野の研究は堅実に過ぎ、それゆえ政治的に「保守的」な色合いのものと映ったからではないだろうか。

鹿野政直は小野武夫について、柳田國男・金田一京助・津田左右吉・喜田貞吉らとともに、大正期以降展開してきた「民間学」の担い手であったと見なしている。<sup>(42)</sup> また同様に芳賀登は、新渡戸が提唱した地方学との関連において、次のような評を行っている。

農商務省につとめながら、農民史料を編纂したり、地方経済史料を編み、小作人の立場を代弁して小作慣行その他の調査につとめた小野武夫は、官僚統制を礼賛できず、庶民の生活心情の尊重を強調した地方学の精神をもっともいかにた学問人といふことができるのではあるまいか。<sup>(43)</sup>

しかしながら小野は、大学アカデミズムという意味での「官学」に対しては「民間学」であっても、官僚という立場から出発した学者という意味では、純粹に「民間学」の担い手であったとは言えない。研究対象の内実に対し共感的にアプローチをする彼の研究方法の堅実さと相まって、このような小野の立ち位置は、ラディカルな社会改革とは結びつきえない要素を含むものであった。そのことは例えば、次のような小野の言葉にも窺うことができる。

世間は往々にして、小作農を保護するには彼等を自作農にするに若かずとの議論をなすものがあるけれど、其説は聴くに値しない。何となれば小作農を自作農化するに對して地主が其土地を無償にて小作人に附与するなら兎に角、然ら

ずして、一反歩五百円とか六百円とかにて小作人に売り附けんとするものである以上、縦令其れが二十年、三十年の年賦を以てせられる、方法によるにしても、小作人の負担を増加するに過ぎぬものであることは、現に存する自作農階級の生活困難の実情に照して見ても想像し得らるゝ、故に小作人を保護する唯一の当面の策としては小作人は何処までも之を小作人として彼等の経済生活を保証するが最適当の策とせられねばならぬ。<sup>(44)</sup>

ここには小野が、「小作農の保護」という見地から、現実的で地に足が着いた生活改善策を考えようとしている一方、それゆえに根本的な部分では現状の社会秩序の維持に向かう傾向があったことが示されている。こうしてみると、戦後、農地改革をはじめ、いわば終戦以前に想像しえた以上の改革が現実になされた際、小野の研究が次第に顧みられなくなったことにもそれなりの理由があったと言えよう。

## 六 戦後の転換と農政調査会

まだ戦争中の一九四三年に刊行された島根県経済部『島根県下の株小作』には、次のように「醇風美俗」としての「地主の温情主義的支配」という理解が見られる。

島根県は出雲、石見の両国から成り東南に延長し、海岸線実に百八十里の長きを有するが、耕地は比較的少く山林原野多く、中国山脈を脊として山陽地方、岡山、広島、山口の諸県に接し農耕の方法も海岸地方と山寄地方とは自ら之を異にしてゐる、殊に山間地方は人口概ね稀薄なる為め、古来地主は小作人を自家に専属せしめ、貸すに田畑の外山林原野を附属せしめて肥料薪炭等の用を得せしめ、且つ僻村に於ては農舎及住家を供し農具、家畜、種子、食糧をも貸与して入村後直ちに農耕に従事し得る途を開き諸事百般悉く地主に依存し、地主亦万般の面倒を見る、従つて地主、小作両者の主従的親子關係は一般の小作に

比し著しく濃かであったが、近時時代思潮に刺戟され小作人は他の賃金収入等の途に走つて離村し或は旧来の隷屬關係を潔しとせずして脱却し新生面を他に拓かんとする等漸次株小作は頽廢の傾向を辿りつつあるのみならず地主も亦近時の木材薪炭等の価格騰貴に影響され次第に山林原野の附屬地を小作より切り離し且つ住家は借家料を徴する等田畑のみ普通小作に改めつつある事は時代の進運に伴う不得已所産とは云へ永き農村の淳風美俗を棄つるものとして洵に惜しきものがある、今茲に之等の内容を簡単に記述して農政参考の一資料とし度い<sup>(45)</sup>

ここでは、株小作制の衰退傾向は「洵に惜しきもの」とさえ言われている。こうした「醇風美俗」としての地主—小作關係という理解は、戦後一九五一年の島根県農地部農政課『株小作の実体と開放過程』になるとまったく転換している。株小作制についてはその隷屬的側面がことさらに強調され、「全国的な隷屬制度の遺物の一つ」と断じられるようになるのである。<sup>(46)</sup>

このような方向での解釈は、翌一九五二年の農政調査会の報告書、高橋幸八郎『島根県における株小作制度と田部家（鉄師）の構成並びに農地改革の影響』においてはさらにエスカレートする。この報告書では特に田部家が対象として取り上げられ、山内組織や株小作制といった「特殊組織」の下に一方的な支配権を振るってきた存在として描かれている。用いられている表現自体も「株小作による農民の隷屬化—夫役の提供」<sup>(47)</sup>や「たゝら」者、山子という特殊組織の半奴隸的労働<sup>(48)</sup>など、否定的なものが一層目立っている。また、株小作制は単に島根県下に広く見られる小作慣行というのではなく、山内組織とともに、鉄師の鉄山経営を特徴づける特殊な制度と位置づけられるにいたっている。

この農政調査会報告書が作られるにいたった事情を確かめておくと、この調査に繋がる動きは、一九四六年四月の土地制度資料保存会の設立

にまで遡る。<sup>(49)</sup>農地改革事業をにらみ、小野武夫会長、山田盛太郎常任理事の体制で設けられたこの会は、一九四八年六月に設立された土地制度史学会と、一九四九年七月に設立された農政調査会に引き継がれるかたちで、社団法人としては一九四九年五月に解散となった。農林省から農地改革史料調査編纂事業の委託を受け、この農政調査会の内部組織として編成されたのが農地改革記録委員会であり、高橋が先の調査を担当したのはこの機関においてであった。この委員会では小野の名前は見当たらず、委員長は山田盛太郎が務めている。

農林省との提携を計り、実際にこうした組織体制が整えられる以前から、農地改革記録委員会とその調査研究の計画自体は準備が進められていた。一九四九年一月の「農地改革記録委員会調査研究要旨」では、「農地改革の現代的過程を科学的に記録確定すると共に、日本における「数世紀に亘る封建制圧制」の基礎となつたところの「地主制」を、その生成と展開の全容において把握して分析、総括<sup>(50)</sup>することを狙いとして、二〇件の「生態調査」と一〇〇か村の「実態調査」、それに二二件の「世界史的、日本史的、過程の学的研究」が企画されたのである。

ここに言われる「生態調査」とは、記録委員会委員が分担して直接に行う重点的な調査のことで、その中でも「構成の調査」には三種の調査が示され、(A)「御料地調査」として北海道川上、栃木、京都、(B)「千町歩地主調査」として山形県本間家、新潟県市島家、岡山県藤田農場、北海道蜂須賀農場、(C)「特殊構成の調査」として岩手県晴山家の名子制度、岐阜白川五箇山の散居制とともに、島根県田部家の株小作制が調査対象に選ばれている。実は、田部家は「千町歩地主」全国五家のひとつにも取り上げられており、(B)「千町歩地主調査」と(C)「特殊構成の調査」の二重の範疇において重点的な調査対象とされるものであった。

結局のところ、これらの「生態調査」の計画は一九四九・五〇年の二ヶ年で打ち切られ、途中で挫折することになるが、この調査計画の柱としていち早く着手された田部家の研究については、『島根県における株小作制度と田部家（鉄師）の構成並びに農地改革の影響』として報告書の公表にまでこぎつけたのである。

## 七 マルクス主義歴史学と「山林大地主」

これら農政調査会・農地改革記録委員会の企ては、委員長を山田盛太郎が務めていたことにも示されるとおり、マルクス主義的な色彩の濃いものであった。GHQの共産主義や社会主義に対する態度はもちろん積極的な肯定ではありえなかったが、永原慶二の指摘によれば、GHQによる一連の民主化政策は「封建遺制の克服」という課題について、講座派と共通の要素を有するものであった。<sup>51</sup> さらに細貝大二郎は、GHQ/NRS（天然資源局）が農地改革の計画立案に当たって山田盛太郎との会談を持ったことを紹介して、「NRSの農地改革の意志決定の上での山田理論の影響力は少なくないものがあつた」と推定している。<sup>52</sup> いずれにしても、再び永原の言を借りれば、GHQの民主化政策との共通性は「歴史学の世界に即して見ると、「日本資本主義論争」を通じて明確にされてきた講座派の認識・理論への評価と信頼を高めるものであつた」という。<sup>53</sup>

もっとも一九六〇年代になると、政治面での非連続的变化よりも経済面での連続的变化を強調する、アメリカ的な「近代化」概念が台頭してくることに伴い、マルクス主義的段階論や「封建遺制」といった概念も次第に信憑性を失うことになった。<sup>54</sup> つまり、一九五二年公表に付された農政調査会による田部家の調査報告が行われたのは、ちょうどマルクス主義歴史学がもっとも公的な力を持った時期だったのである。

この調査報告を担当したのが、日本産業史や製鉄史を専門とする学者ではなく、講座派の立場に立つフランス史学の大家・高橋幸八郎であつたことにはこのような時代的背景があつた。<sup>55</sup> 田部家研究の文脈からすれば、これを高橋が担当しなければならなかつた必然性は薄く、端的に言ってしまうと、彼は記録委員会の計画に順って「生態調査」のひとつを割り当てられたにすぎなかつた。柴田三千雄は、「敗戦後の土地改革のころ、高橋氏はあるところに「われわれは今こそ「フランス革命開始時に当たる」一七八九年の段階にある」と書かれたことがあります」と証言しているが、高橋の報告に見られる山内組織や株小作制に対する否定的記述には、これを克服すべき「封建遺制」とするマルクス主義的な理論図式が先行していることが見てとれる。

敗戦後、にわかに公的な認知を得ることになったマルクス主義歴史学であつたが、大きなジレンマとなつたのは、それが学界の主流となると同時に、農地改革によって、その主たる批判対象であつた地主—小作関係がほとんど消滅してしまつたことである。<sup>56</sup> こうして、有賀喜左衛門の謂いを引けば、「封建制や封建遺制を指摘することが激しい流行になつた」中、<sup>58</sup> 一般に農村よりも解放が遅れた山村に強い関心が寄せられることになつた。特に政界や財界において力を持ち続け、何かと目立つ存在であつた田部家に注目が集まつたのは、ある意味当然の成りゆきでもあつた。この辺りの事情を、芳賀登は次のように説明している。

農地改革によって解放されなかつた山林を考えると、後進的な山村では、依然として封建的な共同体関係は解体されることなく温存せられたのである。そこで多くの研究者は、山村に入つて、農山村の封建制の克服、民主化運動を展開するとともに、かかる基本的矛盾がもつ一村をつらぬくものを掘りおこして、封建制下の農山村の人々の苦しみを追体験することのなから、今日の実践的課題を明らかにしようともつとめたのである。<sup>59</sup>

しかしながら、こと今見た高橋の報告について言えば、それは小作人や山内労働者自身の経験を出発点にしたものでもなければ、山村生活なにしたたら製鉄そのものへの関心に導かれたものですらなかった。それはそもそも、先の「農地改革記録委員会調査研究要旨」に見られたように、「数世紀に亘る封建制圧制」の基礎として批判されるべき「地主制」の事例を探しだそうという動機に因るものであり、従って田部家のような「山林大地主」が否定的な存在として位置づけられることは、調査の実施に先立つ既定の路線だったのである。

筆者は、田部家の手代を務めた方々にお話を伺う中で、「敗戦後、GHQが田部家の屋敷に土足で上がり込んで来た」というエピソードを耳にした<sup>60</sup>が、高橋幸八郎ら農政調査会が田部家の調査報告に臨んだ姿勢は、このエピソードに比しうるものだったのではないだろうか。

## 八 ネガティブ・イメージの拡散

高橋幸八郎による報告書は、単なる一調査ではなく、国家行政の後ろ盾の下に行われた、土地制度史学会系列の歴史学による一大プロジェクトの一部であったこともあり、その後も大きな影響力を持つことになった。これと並行してこの時期、藤田五郎や山田盛太郎のようなマルクス主義歴史学の大家が次々と、鉄師やひいては田部家について批判的な記述を重ねている。「戦後日本におけるマルクス主義的歴史学の存在の大きさは、現在では想像のつかないほどのものがあつた」という状況<sup>61</sup>の下、これらの諸研究は鉄師についてネガティブな「イメージ」を流布するのに大きく与することになった。

藤田五郎は、広島県加計の鉄山経営を取り上げて、これを「農奴主的マニユファクチュア」と位置づけている<sup>62</sup>。藤田は高橋同様、鉄山労働の後進性を問題にし、そこに「中世的なオヤカタコカタの関係」を見出す

が、それは小野武夫の解釈とは対照的にまったく否定的な意味においてである。最終的には、山田盛太郎の田部家論に言及して、田部家をめぐる歴史的経緯もまた加計の事例と「殆ど同じものではなかつたか」と結論している。

山田盛太郎の場合、田部家の山内組織・株小作制度・独特の厳重な経営管理（「出雲帳合」）を指して「豪族（鉄師）Ⅱ地主としての田部家のマンモスのフェニックス的Ⅱ三位一体」と称しつつ、次のように述べる。

鉄山の場合は、監獄部屋の原形であつた……。豪族（鉄師）Ⅱ地主としての田部家の構成は、日本資本主義の原生的性格と地主的土地所有の原生的性格とを、一身に兼ね備えたマンモスの存在であり、しかもフェニックス的存在である。改革後も、大山林原野の所有者として存続している<sup>63</sup>。

当時の学界の主流から離れたところでは、福本和夫もこの頃山林大地主の研究に着手し、やはりマルクス主義的な解釈図式の下、否定的に田部家を扱っている<sup>64</sup>。福本の場合、技術史的・民俗学的な見地からたたら製鉄を扱った著作があつたにも拘わらず、「山林大地主」としての鉄師理解はそれをただ「封建的」と断ずるものであつた。

これら一連の研究における鉄師理解は、高橋の調査報告について確かめておいたとおり、これを「封建遺制」と結びつけた「山林大地主」として否定的に捉える図式先行のものであるため、鉄師による鉄山経営の地域的・時代的多様性を無視して一括りに否定的な特徴づけを行う傾向が顕著である。その証左のひとつとして、この種の鉄師の特徴づけにおいては、山内組織の支配体制の厳しさについて『鉄山必用記事』（一七八四年、別名『鉄山秘書』）の記述が不自然なほど重用されてきたことを指摘できる。例を挙げると、向井義郎、今井鏞蔵、岩永実、窪田蔵郎らの研究にこうした援用のしかたが見られる<sup>65</sup>。

下原重伸の手になるという『鉄山必用記事』は、一九二二年～一九一

三年に俄国一が『日本鉱業会誌』にて紹介し、著書『古来の砂鉄製錬法』(一九三三年)に附録として掲載したのをはじめ、後には『日本科学古典全書』(一九四四年)、『日本庶民生活史料集成』(一九七〇年)にも収録されている。<sup>67)</sup>確かに『鉄山必用記事』は近世の鉄山の様子を知る上で最も貴重な史料ではあることにまちがいないが、その記述を一足飛びに鉄山一般の特徴とみるとすれば、それは不適當な操作であろう。

また、とりわけ山内組織の支配体制の苛酷さを示すこの書の記述に関しては、それが重仲の当時にあつてさえ伝聞的・伝説的な性質のものであつたことがしばしば見逃されている。

往昔は鉄山抱人に罪科有りし時は、則其科の輕重に依て、笞杖を用ひて打擲し、或は懸繩を、又は首かせ手金、足戒をはめて糺明し、或は川近き所にては泥にし又は絞縊させつ、笞杖を用ひて打殺すなど或は追払事は常に、一向あしけなく、鉄山師の心儘に是を行ひしとなん。<sup>68)</sup>「傍線引用者」

高橋幸八郎の報告書にも、同様の伝説の存在に触れた件があるが、<sup>69)</sup>『鉄山必用記事』を含め、伝説以上の論拠を示している論考は管見の限り見当たらない。

このような『鉄山必用記事』のむやみな重用からは、当時におけるたたら製鉄関係の史料の不足という条件が透けて見える。このことは同時に、高橋・藤田・山田らが、たたら製鉄史の専門的研究に踏み込むことなく、歴史的・地域的多様性を捨象しながらこれを主題に自説を展開することができたこと、さらにその田部家や鉄師の記述が大きな影響力を持つようになったことの一要因でもあつたであろう。

もっとも、マルクス主義的解釈が支配的であつた当時にあつても、「封建的」「抑圧的」であるとして否定的に描かれた「山林大地主」像に反する事実がまったく示されてこなかったわけではない。例えば、株小作制について言えば、庄司久孝はそれが一種の身分保障として働いてい

たことを指摘しているし、<sup>70)</sup>御園喜博はより明確に、次のように述べている。

大地主田部家の農民經濟制圧は、ここ吉田村では、かつてかなり強固のものがあつたといえ、それはかれら「中・上層農家」の上進展開蓄積の芽を、ことごとく阻止しざる底のものではなかつた。大地主であるがゆえに、それはかえつて比較的ゆるやかでさえあり、「株小作」という名称に想像されるような極度の悲惨さは、あまりみられなかつたようにおもわれる。むしろ同家の小作・とくに株小作の方が、村内農民間でも上層であり、經營状態はより整備され、その規模も大きくて、かれらの一部には、歪曲されたかたちであるとはいへ、蓄積、上向の方向へすすみつつあるものもすくなくなつたのである。<sup>71)</sup>「傍点原著者」

さらに、戦後の農地および山林の解放について、吉田村では他地域でしばしば見られたトラブルの報告がなかつたことは、鉄師時代以来の田部家の土地所有を批判的に捉える向きには意に沿わないことであつたらしく、高橋や福本も困惑気味にその経緯に触れている。<sup>72)</sup>

しかしながら、マルクス主義歴史学からすれば既定路線であつた「封建的な山林大地主」としての否定的な鉄師像は、それに反する事実の個別的指摘によって覆されるようなものではなく、一九五〇年代以降長い期間にわたつて影響力を保つことになつた。

農民運動史研究でも知られる青木恵一郎による次の文章は、否定的な鉄師イメージの利用としてもっとも極端な例である。この文章は、当時の田部家当主・田部長右衛門朋之が島根県知事を務めていた際、中海干拓工事計画を打ち出して反対運動にあつたときのものである。この計画の是非は別問題として、青木によるこのような行政批判のやり方は、学問を装った言いがかりと言われてもしかたのないものであろう。

出雲国 島根県への大部分にわたつて、五〇〇年にわたる砂鉄採取のための山

岳切崩し、強い水流による鉄穴流しによる土砂の押出し、多量の鑛用木炭・鍛冶屋用小炭の製造のための原木林の乱伐、これによる山岳の崩壊で全県下に土砂が年々撒きちらされたこと、等々災害の原因が造成されたきた。しかもこれら鉄師達の支配体系は百姓の入会権、私有林の抱込み取り上げ、墾林・腰林などの奪取による農業生産の圧迫となり、さらに鉄山近くの樹木は、いかなる場所にあるものも鉄師の所有とされたため、百姓的「植林を一切行わしめない」状態におとしわれてきた。さらに山内者を竹矢来の中の看獄部屋におしこめ、労働者を確保する奴隷労働に相応した株小作制を形成、災害に抵抗力を喪失せしめてきた。これらへの批判と反省が今日必要ではなからうか。抗議のデモはそれを物語っている。<sup>(73)</sup>

## 九 その後の展開と展望

歴史学にマルクス主義的解釈が台頭して以降のたたら関連の動きにつき、ごく簡単にだけ確かめておくと、たたら文化財化と、歴史学における堅実な実証研究の伸長という二つの流れが特に目立っている。

たたら文化財化については第一節にて触れておいたが、菅谷たたら山内が国の重要民俗文化財に指定されたことを契機にまとめられた島根県教育委員会『菅谷鑛』(一九六八年)は、たたらの技術史的な側面から山内の民俗学的側面までをカバーしており、現在でも基本文献の位置を占めている。

後者・歴史学での展開についてはまず、「たたら研究会」による一九五八年の『たたら研究』誌の創刊をひとつの画期に数えられよう。<sup>(74)</sup> 同誌は二〇一〇年までに五〇号を数えており、多くの論考を公にして日本製鉄史研究をリードしてきた。またごく最近では、出雲の主要な鉄師につき、二〇〇二〜二〇〇四年の絲原家調査、二〇〇三〜二〇〇五年の櫻井家調査、二〇〇八年からの田部家調査と、相良英輔を中心にしたグルー

プが古文書調査を次々と展開してきている。こうした史料の充実を背景に、鉄師の鉄山経営や物流の実態解明を中心として、堅実な歴史学的論考が積み重ねられてきている。<sup>(75)</sup>

ポスト・マルクス主義的解釈におけるたたら製鉄の歴史学的研究の特徴は、特定のイデオロギーから離れて「実証性」を重んじ、史料の丹念な読解に基づいて、時代毎・地域毎の特殊性を踏まえながら進められている点にある。ただし、むしろそうした実証性の重視ゆえに、マルクス主義歴史学が形成に与したネガティブな鉄師イメージを塗り替えるような、影響力ある代替的イメージを提供するには至っていない。その結果として、本稿冒頭に見たように、専門の学界の外では「封建遺制的イメージ」がまだ消えずに残っているという状況がある。おそらく、研究が精緻になるにつれ、研究対象やその理解についてまとまったイメージを提示することがますます難しくなるという事態は、たたら製鉄研究や歴史学に限らず、専門分化が進む諸学問分野に共通して見られるジレンマであろう。

本稿では、地主―小作関係の理解について、小野武夫の解釈に見られた社会関係の歴史性の認識が、マルクス主義的解釈においては欠落していることを指摘しておいた。後者は、地主―小作関係を市場経済的な「私的利益」の見地からだけ捉えており、歴史的事象の解釈に近代社会の公私区分を無批判に持ちこんでしまっている。したがって、そこから形成された鉄師イメージを見直すためには、単にそれに反する個別的事実や解釈を提示するだけではなく、<sup>(76)</sup> 対象となる時代の歴史的文脈に即して公私の概念や公共性の概念を検討することが必要になってこよう。この意味で、正に社会関係の歴史性を主題に取りあげ、「公共企業体」としての田部家像を提示している中山富広の試みは、研究の新たな方向を指し示すものとして大変興味深い。<sup>(77)</sup>

本稿では、鉄師をめぐるネガティブな「イメージ」の形成・流布の過程を確かめてきたが、歴史的事実をそれを論じるその時々現在の価値観から判断することの困難は、マルクス主義歴史学には限られない、きわめて一般的な問題である。例えば最近では、たたら製鉄を現在のエコロジー思想や環境保護の観点から批判(ならびに反批判)する向きも見られる。たたらや菅谷高殿を語る上で引き合いに出されることの多い、一九九七年公開の映画「もののけ姫」も、こうした観点からのたたら製鉄の解釈ないし「イメージ」の流布に寄与しているようである。<sup>78)</sup>

最終的には、一定の「イメージ」形成を抜きに、意味のある歴史記述をすることは不可能であろう。しかし同時に、ネガティブなものであれ、またポジティブなものであれ、そうして形成される「イメージ」が、すぐれてその歴史的事実を扱い語っているその時点の「現在」に属するものであることを繰り返し確かめることが大切と思われる。

#### 注

- (1) 窪田蔵郎『鉄から読む日本の歴史』(講談社、二〇〇三年)。これは一九六六年刊『鉄の生活史』(角川書店)を改題・再版したものである。
- (2) 『島根県の歴史』(山川出版社、二〇〇五年)、引用は二九四頁。
- (3) 俄国一『鉄と鋼』(丸善、一九一〇年)、柳田國男「金子屋敷」『地名の研究』(一九三六年)所収(『柳田國男全集八』筑摩書房、一九九八年)、山田新一郎「神代史と中国鉄山」『歴史地理』二九卷三号・五号・六号、三〇卷一号・二号、一九一七年。
- (4) 小野武夫「出雲名族の研究」『農業経済研究』四卷二号、一九二八年)、原伝「松江藩に於ける義田制度」『経済史研究』十七号、一九三二年)、堀江保蔵「松江藩の製鉄業政策」『経済史研究』二六号、一九三二年)。原と堀江は一九三〇年九月に田部家を訪れている。

- (5) 「日本一山持ちの家に残る封建の昔の慣わし」(『大阪毎日新聞』一九三六年五月三〇日)、平井泰太郎「出雲帳合の性質」(『国民経済雑誌』六一卷三号、一九三六年)、二七頁。前者については類似の記事として「封建制幽しき田部王国」(『シマネ文化』一九三六年七月号)もある。

- (6) 山本友太郎「出雲路に鉄をたづねて」(『鉄鋼連盟調査月報』十七号、一九四〇年)。

- (7) 「出雲名族の研究」、一〇三頁。

- (8) 小野武夫の経歴については、戸谷敏之、伊豆川浅吉編「小野武夫博士学蹟・年譜・著書・論文目録」(『東洋農業経済史研究』日本評論社、一九四八年)、古島敏雄「小野武夫博士の学的業績」(『社会経済史学』一六卷一号、一九五〇年)、細貝大次郎「解題」(『明治大正農政経済名著集十五 永小作論』農山漁村文化協会、一九七八年)などを参照。

- (9) 芳賀登「地方史の思想」(日本放送出版協会、一九七二年)、六八頁。

- (10) 福田アジオ『日本の民俗学』(吉川弘文館、二〇〇九年)。

- (11) 小作分室および小作立法については、日本農業研究所編著「石黒忠篤伝」(岩波書店、一九六九年)、宮崎隆次「大正デモクラシー期の小作関係立法事業」(『Arias Liberales』二七号、一九八〇年)、庄司俊作『近現代日本の農村』(吉川弘文館、二〇〇三年)など。

- (12) 小野武夫「小作立法十年史」(『法律時報』四卷三号、一九三二年)、十四頁、

- 『農村経済論』(日本評論社、一九三四年)、八七頁。

- (13) 小野武夫「農村研究講話」(改造社、一九三五年)、一〇六頁。

- (14) 石黒忠篤「小野君と私」(『農民大学』二卷六号、一九四九年)、四頁。

- (15) 小倉武一「土地立法の史的考察」(農林省農業総合研究所、一九五一年)、三二二頁。

- (16) 小野武夫「永小作論」(一九二四年、『明治大正農政経済名著集十五』農山漁村文化協会、一九七七年所収)、七三頁。



(17) 小野前掲「小作立法十年史」および『農村経済論』、日本農業研究所編『石黒忠篤伝』(岩波書店、一九六九年)。

(18) 小倉前掲書。

(19) 森武磨『戦間期の日本農村社会』(日本経済評論社、二〇〇五年)、二二七頁。

(20) 小野前掲論文「出雲名族の研究」、一〇一頁。なお、「出雲の三名族」と改題され『日本兵農史論』に所収された版ではかなりの修正が加えられているが、引用は初出論文に拠った。

(21) 「出雲名族の研究」、一七八頁。なお、現在の研究水準から田部家の由来を扱った論文としては、相良英輔「田部家の由来とたたら製鉄業の展開」(相良編著『松江藩鉄師頭取田部家の研究』二〇〇九年)を参照のこと。

(22) 小野前掲論文「出雲名族の研究」、一三二頁。

(23) 松尾容孝「たたら地域における村落の開発と充実」(『専修大学人文科学研究月報』二二八号、二〇〇七年)、六六頁。

(24) 農林省農務局『大正元年及明治十八年小作慣行ニ関スル調査資料』(初出一九二四年、『農地制度資料集成 第一巻』、御茶の水書房、一九七〇年)。なお、一九二四年に公刊されているこの報告書の用語法が一八八五年当時のものとは限らないという点には注意が必要である。

(25) 松江税務管理局『島根県鳥取県小作慣例調査書』(一九〇二年、『新修島根県史料編五』島根県、一九六六年所収)。

(26) 島根県内務部「地主及小作人に関する調査」(『農事資考』四号、一九二二年)、二〇〜二二頁。

(27) 農商務省農務局「小作慣行ニ関スル調査資料」(『農務彙纂』四十四号、一九一三年)、一一四頁、農林省農務局前掲『大正元年及明治十八年小作慣行ニ関スル調査資料』、一一四頁。

(28) 飯石郡役所『飯石郡誌』(一九一八年、名著出版、一九七二年所収)、一〇五四頁。

(29) 島根県内務部『大正九年島根県小作慣行調査書』(一九三三年、一九二六年修正再版)、農林省農務局『大正十年小作慣行調査』(一九二六年、『農地制度資料集成 第一巻』御茶の水書房、一九七〇年所収)。

(30) 前掲『農地制度資料集成 第一巻』、三二〇頁。

(31) 島根県内務部『島根県に於ける株小作』(『農事資考』二九号、一九二六〜二七年頃)、五七頁。

(32) 相良英輔は、小野の解釈につき、三家の林野所有に対する藩の関与を重要視しすぎていると指摘している(前掲論文「田部家の由来とたたら製鉄業の展開」)。

ただいずれにしても本稿は、研究者の視点の在りようを問題にするものであって、田部家に関する歴史的事実の確定に踏み込むものではない。

(33) 「出雲名族の研究」、一八〇〜一八一頁。

(34) 「出雲名族の研究」、一八八頁。なお、この一文は『日本兵農史』では削除されている。

(35) 「出雲名族の研究」、一三九頁。

(36) 「出雲名族の研究」、一八三頁。

(37) 三橋時雄「小野武夫博士と黒正巖博士」(『農業と経済』十五巻十・十一号、一九四九年)、三八頁。

(38) 一九五一年の島根県農地部農政課『株小作の実体と開放過程』(『農地制度資料集成 補巻一』御茶の水書房、一九七三年所収)は、株小作は明治以降に普及してきたという説を述べている。また松尾容孝は、株小作の発生・沿革をめぐる説を整理した上で、小野の中世起源説に疑問を呈している(前掲論文「たたら地域における村落の開発と充実」)。なお、この論点については加地至氏からご教示をいただいた。

(39) 「出雲名族の研究」、一八一頁。

(40) 小野武夫「農民史料解説」(『日本資本主義発達史講座 第四部』岩波書店、一九三三年)。

- (41) ひとつの傍証として、三三七二点の日本史研究書を収めた『日本史文献事典』(弘文堂、二〇〇三年)には、数多存在する小野の著書のうち『日本庄園制史論』(一九四三年)の一冊しか掲載されていない上、この書について「本書の根幹は小野の助手的役割を担っていた今井「林太郎」の手に成るものと推定して誤りあるまい」という永原慶一のコメントが付されている(三〇四頁)。
- (42) 鹿野政直『近代日本の民間学』(岩波書店、一九八三年)。
- (43) 芳賀登『地方史の思想』(日本放送出版協会、一九七二年)、七四頁。
- (44) 小野武夫「中心を働く階級へ」(一九二九年、『農村の行方』三省堂、一九三二年所収)、八四頁。小野と保守思想との関係についていえば、いずれも受動的な形のものではあるが、矢次一夫が「陸軍パンフレット」に繋がる国策研究会への参加を、岩崎正哉が小作分室人脈を通じた「〈国体〉依存型」の農本思想への関与を述べている(矢次一夫『昭和動乱私史』上巻、経済往来社、一九七一年、岩崎正哉『農本思想の社会史』京都大学学術出版会、一九九七年)。
- (45) 島根県経済部『島根県下の株小作』(一九四三年、『農地制度資料集成補巻一』御茶の水書房、一九七三年所収)、六〇二頁。
- (46) 『株小作の実体と開放過程』、六五九頁。
- (47) 高橋幸八郎『島根県における株小作制度と田部家(鉄師)の構成並びに農地改革の影響』(農政調査会、一九五二年)、六頁。
- (48) 『島根県における株小作制度と田部家(鉄師)の構成並びに農地改革の影響』、四八頁。
- (49) この項については、農地改革記録委員会『農地改革顛末概要』(農政調査会、一九五一年)および細目大次郎「山田先生と農地改革」(『土地制度史学』九三号、一九八一年)を参照。
- (50) 「山田先生と農地改革」、四一頁。
- (51) 永原慶一『二〇世紀日本の歴史学』(吉川弘文館、二〇〇三年)、一五二―一五三頁。
- (52) 「山田先生と農地改革」、三二頁。
- (53) 『二〇世紀日本の歴史学』(吉川弘文館、二〇〇三年)、一五二頁。
- (54) 石田雄『社会科学再考』(東京大学出版会、一九九五年)、一〇〇頁以下。
- (55) ただしこの調査報告書につき、調査の指揮を執った高橋幸八郎が著者としてクレジットされているが、執筆については主に高松信清が担当し、高橋がそれに加筆修正を行ったものとなる(『島根県における株小作制度と田部家(鉄師)の構成並びに農地改革の影響』、五四頁)。
- (56) 柴田三千雄『フランス革命』(一九八九年、岩波書店、二〇〇七年再版)二四頁。
- (57) 社会学の文脈における指摘として、富永健一『戦後日本の社会学』(東京大学出版会、二〇〇四年)、二八四頁。
- (58) 有賀喜左衛門『有賀喜左衛門著作集IV 封建遺制と近代化』(未来社、一九六七年)、一頁。
- (59) 芳賀登『批判近代日本史学思想史』(柏書房、一九七四年)、三八七―三八八頁。
- (60) 田部家の歴史に関する聞き取り調査については樹徳産業の宮崎政伸氏に加えて、江角清一氏、加藤善正氏、岩田篤憲氏のご厚意にあずかった。
- (61) 磯前順一「戦後歴史学の起源とその忘却」(『マルクス主義という経験』青木書店、二〇〇八年)、一頁。
- (62) 藤田五郎「農奴主的マニファクチュア」の基盤」(『商学論集』二〇巻三号、一九五一年)。
- (63) 山田盛太郎『日本農業生産力構造』(岩波書店、一九六〇年)、五六頁。
- (64) 福本和夫『日本の山林大地主』(青銅社、一九五四年)。また、『日本工業の黎明期』(一九六二年、『福本和夫著作集第七巻』こぶし書房、二〇〇八年所収)にも田部家への言及が見られる。
- (65) 多賀義憲(福本和夫)『技術史話雑稿』(北光書房、一九四三年)。福本がこの研究に向かうことになった経緯については、鶴見太郎『柳田国男とその弟子たち』

(人文書院、一九九八年)に詳しい。

(66) 向井義郎「近世における鉄山経営の形態」(『史学研究』五九号、一九五五年)、今井鑑蔵「江戸時代中期における鉄山経営と鉄山師の性格」(『法経会論叢』十四集、一九五五年)、岩永実「鑪製鉄の生産構造」(『現代地理講座第七巻 生産の地理』河出書房、一九五六年)、窪田蔵郎前掲書「鉄の生活史」(一九六六年)。また畑中誠治は、鉄山経営を「遺制」と捉える見方を批判する上で『鉄山必用記事』を典拠に用いている(『近世鉄山経営の特質』『日本史研究』一三九・一四〇号、一九七四年)。

(67) 俄国「古来の砂鉄製錬法」(丸善、一九三三年)、『日本科学古典全書』(一九四四年、復刻版第六巻、朝日新聞社、一九七八年所収)、『日本庶民生活史料集成 第十巻』(三一書房、一九七〇年)。

(68) 『日本庶民生活史料集成 第十巻』(三一書房、一九七〇年)、六〇一頁。

(69) 『島根県における株小作制度と田部家(鉄師)の構成並びに農地改革の影響』、五三頁。社会学の立場から山内組織の調査を行い、その同族团的性格に注目した尾高邦雄は、『鉄山必用記事』の記述を相対化して「一般には山内の生活はそれほど陰惨なものではなかった。むしろ、付近の農村にくらべれば、山内は一般に暮らしたよかったとすらいいうるであろう」と述べている(一九四六年初出、『職業と倫理』中央公論社、一九七一年、一九二頁)。もっとも、再度確認しておけば、本稿は山内の歴史の実態を云々するものではなく、もっぱら研究史上におけるその扱われ方を主題とするにとどまる。

(70) 庄司久孝「たたら(鑪)の経営状態より見たる出雲・石見の地域性」(『島根大 学論集 人文科学』一号、一九五一年)。

(71) 御園喜博「旧株小作地帯における製炭」(全国販売農業協同組合連合会「木炭の生産と流通」一九五八年)、四〇三頁。

(72) 高橋前掲「島根県における株小作制度と田部家(鉄師)の構成並びに農地改革の影響」および福本前掲「日本の山林大地主」。吉田村の農地解放や林野解放につ

いては島根県農林部農地開拓課『島根県農地改革誌』(島根県、一九五九年)、御園前掲「旧株小作地帯における製炭」も参照。

(73) 青木恵一郎「山林大地主 田部家」(『経済評論』一九六六年三月号)、九五頁。

(74) 向井義郎「たたら研究会について」(『歴史評論』一一九号、一九六〇年)などを参照のこと。

(75) ごく近年のものに限っても、たたら製鉄研究一般について紹介するにはその量が大きすぎるが、山内組織の実態については、高尾昭博「山内集落の形成と山内労働者」(島根県横田町教育委員会『鉄師絲原家の研究と文書目録』二〇〇五年)、鳥谷智文「大吉鈔の変遷と山内人口の様相」(山陰宗門改帳研究会『宗門改帳からみる山陰の近世社会』二〇〇六年)、同「山内の様相と人の動き」(山陰宗門改帳研究会『宗門改帳からみる山陰の近世社会』その3)二〇一〇年)、相良英輔「たたら製鉄業における山内の人口動態と山内「掟」」(山陰宗門改帳研究会『宗門改帳からみる山陰の近世社会』その2)二〇〇七年)、加地至「明治期鍛冶屋山内の構成と系譜」(相良英輔先生退職記念論文集刊行会『たたら製鉄・石見銀山と地域社会』清文堂、二〇〇八年)、株小作制については中條曉仁「過疎山村における講集団の変化と村落社会」(『地理科学』五六巻四号、二〇〇一年)、阿部秀樹「近世石見における地主制の特質」(頼祺一先生退官記念論集刊行会『近世近代の地域社会と文化』清文堂、二〇〇四年)、松尾谷孝前掲論文「たたら地域における村落の開発と充実」といった論者が挙げられる。

(76) 鉄師が時代時代で果たしてきた公的役割について、単に個別の事実を指摘するものであれば、小野武夫の研究にもあったように、従来からも存在している。例えば、「鉄師の鉄山支配が一括して特許され、田部家の鉄山の支配が強ければ強いほど、田部家は、地元農民に対する生活保障を強化しなければならぬ運命にあった」といった種の記述である(斎藤政夫「雲州鉄師田部家の「掛山」に関する研究」(二)『山陰文化研究紀要』十七号、一九七七年、一〇〇頁)。

(77) 中山富広「在来産業たたら製鉄の衰退とその歴史的意義」(勝部真人編『近代

東アジア社会における外来と在来』清文堂、二〇一一年。

(78) こうした事情から、世間的には圧倒的な知名度のある「もののけ姫」ではあるが、文化財としてたたら製鉄をアピールしようとする際には、無条件には言及できない微妙な位置にある作品として扱われているようである。この映画のたたら製鉄描写への反応の具体例としては、『バウンダリー』一九九七年十一月号の特集記事を参照されたい。



